

資料

I 安城市障害者福祉計画策定委員会

II アンケート調査・関係団体ヒアリングの概要

I. 安城市障害者福祉計画策定委員会

1. 安城市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(令和元年9月19日～令和3年3月31日)

区分	氏名	所属する関係機関	関係分野
委員長	神谷 明文	安城市社会福祉協議会	福祉関係者
副委員長	石原 照彦 (R2.5.26まで)	安城市町内会長連絡協議会	地域福祉関係者
	大見 博昭 (R2.5.27から)		
	清水 誠司	安城市医師会	医療関係者
	飯島 徳哲	安城市医師会(精神)	医療関係者
	都築 智 (R2.3.31まで)	安城市小中学校長会	教育関係者
	山本 健太郎 (R2.4.1から)		
	西堀 哲夫 (R2.5.31まで)	愛知県立安城特別支援学校	教育関係者
	山内 登志 (R2.6.1から)		
	福島 洋子	刈谷公共職業安定所(ハローワーク)	就労関係者
	橋本 靖	衣浦東部保健所	保健関係者
	石川 誠	安城商工会議所	就労関係者
	森岡 功	安城市民生委員・児童委員協議会	地域福祉関係者
	三輪 秀昭	安城市ボランティア連絡協議会	地域福祉関係者
	都築 文明	安城市身体障害者福祉協会	当事者団体代表者
	原 恵美子	安城市手をつなぐ親の会	当事者団体代表者
	藪内 敏彦	精神障害者安城地域家族会 「ぶなの木会」	当事者団体代表者
	加藤 領助	社会福祉法人サポートバディ	福祉関係者

	小川 正人		当事者（公募市民）
	旭 多貴子		当事者（公募市民）

※ 敬称略

※ 策定にあたり愛知県立大学 教育福祉学部 吉川 雅博教授から助言をいただいております。

2. 安城市自立支援協議会

区分	氏名	所属する関係機関	関係分野
委員長	神谷 明文	安城市社会福祉協議会	福祉関係者
副委員長	石原 照彦	安城市町内会長連絡協議会	地域福祉関係者
	清水 誠司	安城市医師会	医療関係者
	飯島 徳哲	安城市医師会（精神）	医療関係者
	山本 健太郎	安城市小中学校長会	教育関係者
	山内 登志	愛知県立安城特別支援学校	教育関係者
	福島 洋子	刈谷公共職業安定所（ハローワーク）	就労関係者
	橋本 靖	衣浦東部保健所	保健関係者
	石川 誠	安城商工会議所	就労関係者
	森岡 功	安城市民生委員・児童委員協議会	地域福祉関係者
	三輪 秀昭	安城市ボランティア連絡協議会	地域福祉関係者
	都築 文明	安城市身体障害者福祉協会	当事者団体代表者
	原 恵美子	安城市手をつなぐ親の会	当事者団体代表者
	藪内 敏彦	精神障害者安城地域家族会 「ぶなの木会」	当事者団体代表者
	加藤 領助	社会福祉法人サポートバディ	福祉関係者
	小川 正人		当事者（公募市民）
	旭 多貴子		当事者（公募市民）

3. 計画の策定経過

年 月 日	会 議 名	内 容
令和元年9月10日	関係団体等懇話会	・障害福祉に関する意見交換会
9月19日	第1回策定委員会	・諮問 ・計画策定の概要 ・アンケート調査の概要
9月27日 (合同会議)	第1回策定作業部会	・計画策定の概要 ・アンケート調査の概要
	第1回策定幹事会	
10月25日～ 11月15日	アンケート実施	
令和2年1月28日	関係団体等懇話会	・計画についての関係団体ヒアリング
6月17日 (書面会議)	第2回策定作業部会	・現行計画の進捗状況の報告 ・アンケート結果の報告 ・障害者計画 骨子(案)
	第2回策定幹事会	
6月25日 (書面会議)	第2回策定委員会	
	自立支援協議会	
7月10日 (書面会議)	第3回策定作業部会	計画 分野別施策の検討
7月30日	第4回策定作業部会	・障害者計画(案)
8月7日	第3回策定幹事会	
8月20日	第3回策定委員会	
8月27日	自立支援協議会(部会)	
9月7日 (書面会議)	第5回策定作業部会	・障害者計画(案) ・障害福祉計画(案)・障害児福祉計画(案)
	第4回策定幹事会	
9月24日	自立支援協議会(部会)	
9月29日	第4回策定委員会	
10月12日	関係団体等懇話会	・障害者計画(案)に対する意見交換
10月16日	第5回策定幹事会	・パブリックコメント提出用計画(案)
10月29日	第5回策定委員会	
11月26日	自立支援協議会(部会)	
12月8日～ 令和3年1月8日	パブリックコメント実施	

令和3年2月3日 (書面開催)	第6回策定作業部会	・パブリックコメント結果報告 ・計画答申(案)
	第6回策定幹事会	
2月18日 (書面開催)	第6回策定委員会	
2月24日	市長への答申	

4. 諮問・答申

31障福第59号
令和元年9月19日

安城市障害者福祉計画
策定委員会委員長 様

安城市長 神谷 学

安城市障害者福祉計画の策定について（諮問）

本市に暮らす誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、共に支え合う地域社会の構築を図るとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（第5次安城市障害者計画）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（第6期安城市障害福祉計画）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（第2期安城市障害児福祉計画）の策定にあたり、障害者基本法第11条第6項、障害者総合支援法第88条第10項及び児童福祉法第33条の20第10項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和3年2月24日

安城市長 神谷 学 様

安城市障害者福祉計画策定委員会
委員長 神谷 明文

安城市障害者福祉計画の策定について（答申）

令和元年9月19日付け31障福第59号で諮問のありました「安城市障害者福祉計画の策定」につきましては、別添のとおり計画（案）を取りまとめましたので答申します。

障害のある人の個人の尊厳と自立が尊重され、その個性や能力に応じた力を発揮し、障害の有無にかかわらず共に学び・働き・生きる、その中でお互いに理解し、認め合い、支え合うことのできる環境を創るため、基本理念、計画を貫く視点を掲げ、次期計画における施策及び事業並びにサービスの見込量やその確保策について検討してまいりました。

このため、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が一丸となり、施策が着実に推進されることを要望します。

Ⅱ. アンケート調査・関係団体ヒアリングの概要

1. 調査概要

目的	市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。	
調査対象	障害のある方への調査	障害者及びその家族等（2,600人）
	一般市民への調査	市内にお住まいの18歳以上の方（1,400人）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	
調査期間	令和元年10月25日～11月15日	

《障害のある方への調査》

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
調査対象の区分	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	特定医療費(指定難病)受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支援等のサービスを利用している児童
配布数	1,000	400	500	200	500
回収数	1,604票/2,600票				
回収率	61.7%				

《一般市民への調査》

	一般市民	
調査対象の区分	18歳以上の市民	市内町内福祉委員会委員
配布数	1,200	200
回収数	808票/1,400票	
回収率	57.7%	

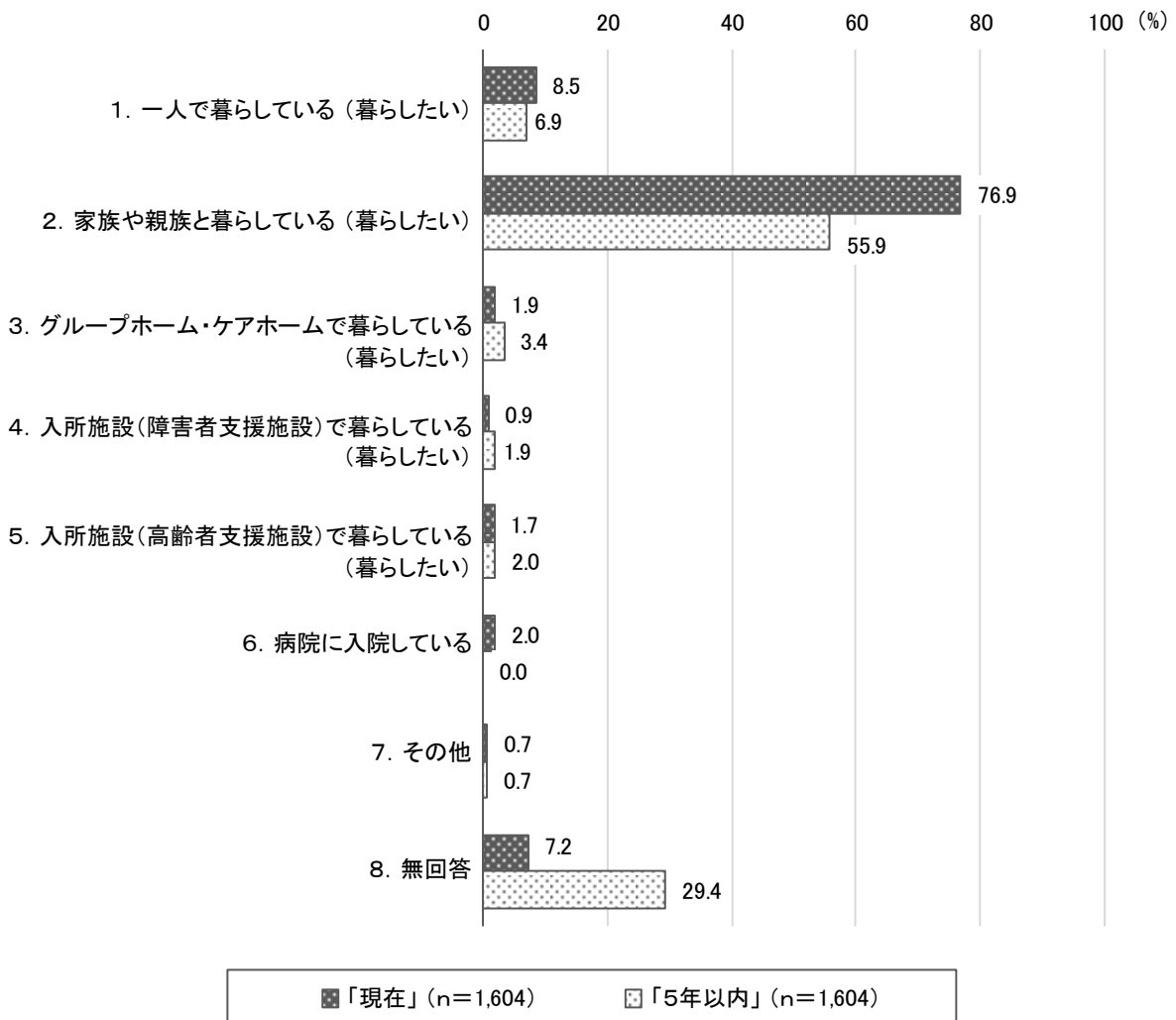
2. 調査結果

調査結果をテーマ別に分けて質問と回答結果を掲載します。

※「障）」は「障害のある方への調査」、「一）」は「一般市民への調査」からの質問を示します。

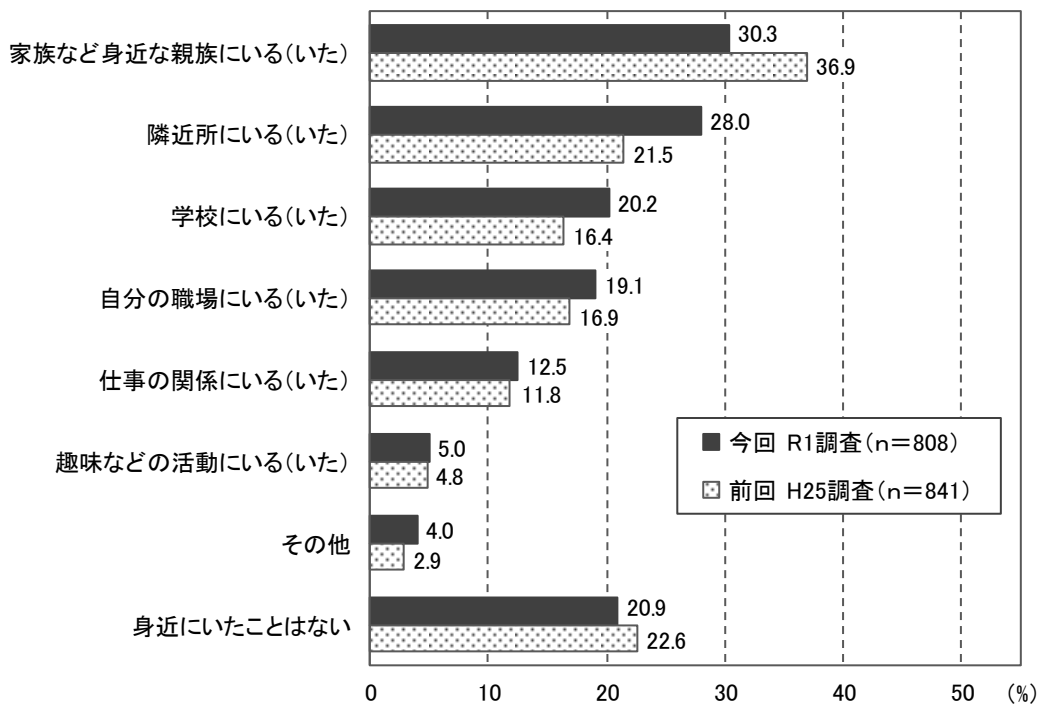
(1) 生活について

障) 問 1 3	現在どのように暮らしていますか。また、今後、5年以内で暮らしたいと思う場所はどれですか。
回 答 結 果	現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が5割以上と高くなっています。

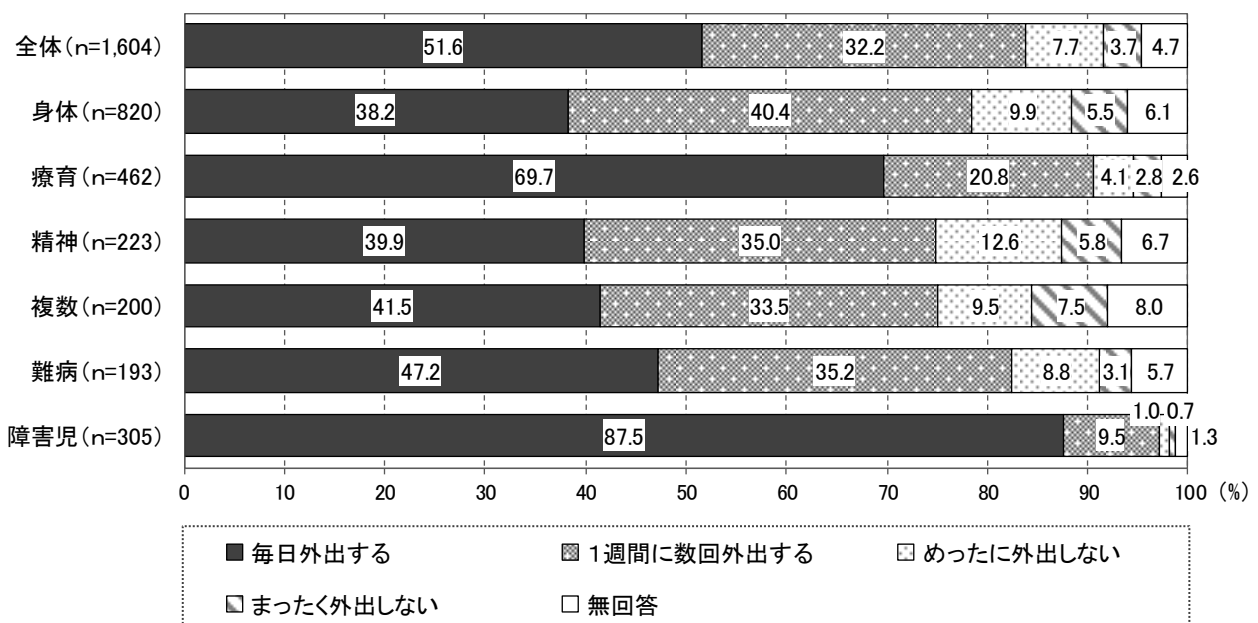


障) 問 2 2	平日の日中を主にどのように過ごしていますか。
回 答 結 果	「自宅で過ごしている」が19.6%と最も高く、次いで、「収入を得る仕事をしている（正規雇用）」(12.1%)、「一般の高校、小中学校(特別支援学級を含む)に通っている」(9.7%)の順となっています。

一) 問 4	あなたの身近に障害のある人がいますか。または、これまでにいたことがありますか。 【複数回答可】
回 答 結 果	「家族など身近な親族にいる(いた)」が30.3%と最も高く、次いで、「隣近所にいる(いた)」(28.0%)、「学校にいる(いた)」(20.2%)の順となっています。

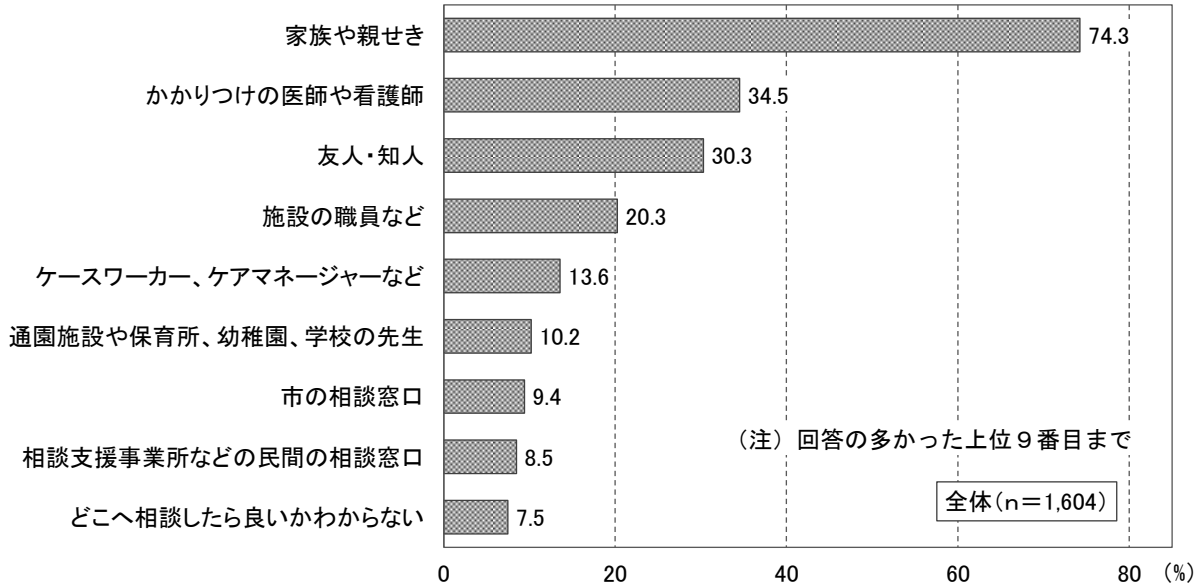


障) 問 1 8	1週間にどの程度外出しますか。
回 答 結 果	「毎日外出する」が51.6%と最も高く、次いで、「1週間に数回外出する」(32.2%)、「めったに外出しない」(7.7%)の順となっています。また、療育手帳所持者と障害児で「毎日外出する」の割合が高くなっています。



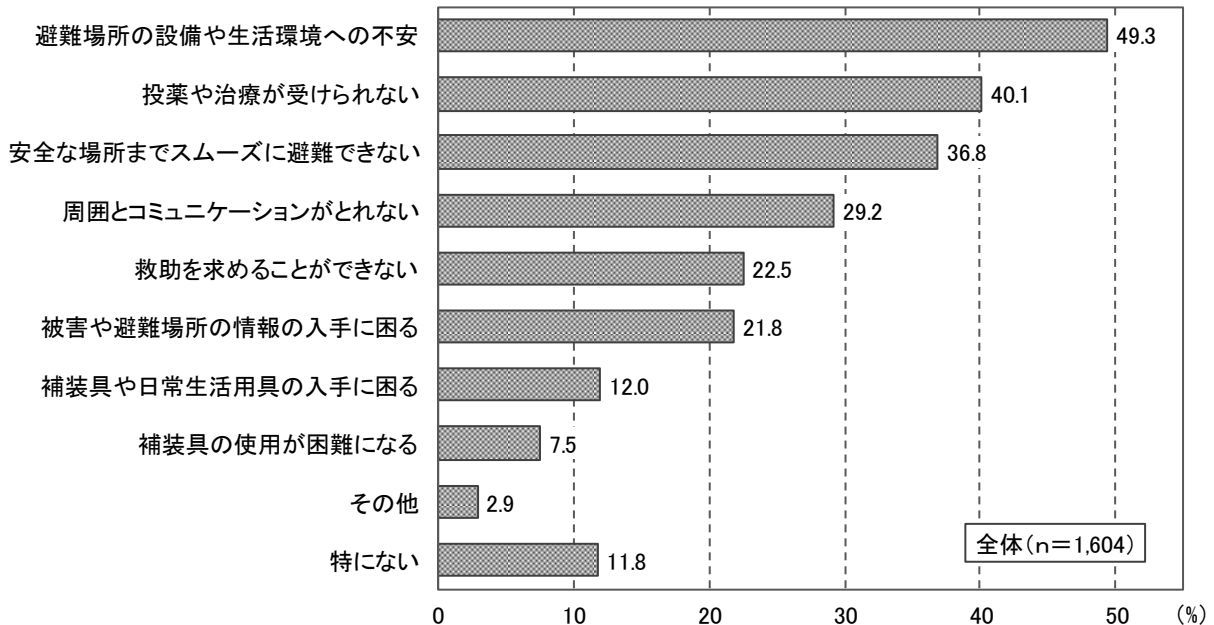
(2) 相談について

障) 問 3 0	普段、悩みや困ったことをどなた(どこ)に相談しますか。【複数回答可】
回 答 結 果	「家族や親せき」が74.3%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」(34.5%)、「友人・知人」(30.3%)の順となっています。



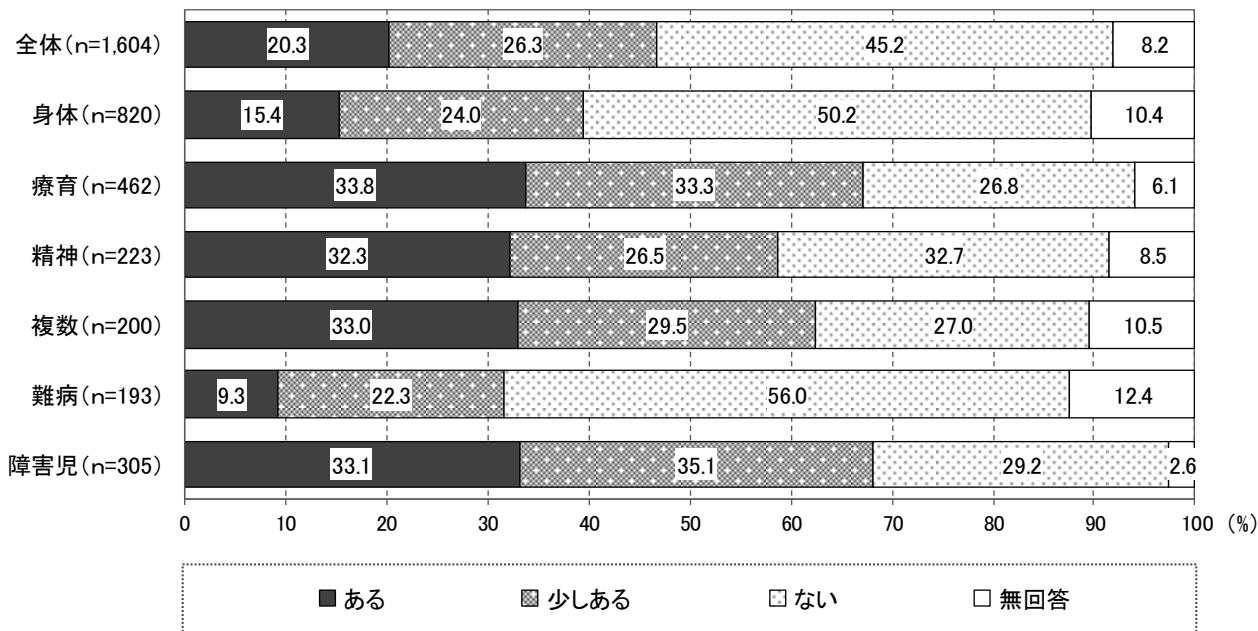
(3) 防災について

障) 問 3 8	火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。【複数回答可】
回 答 結 果	「避難場所の設備や生活環境への不安」が49.3%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(40.1%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(36.8%)の順となっています。

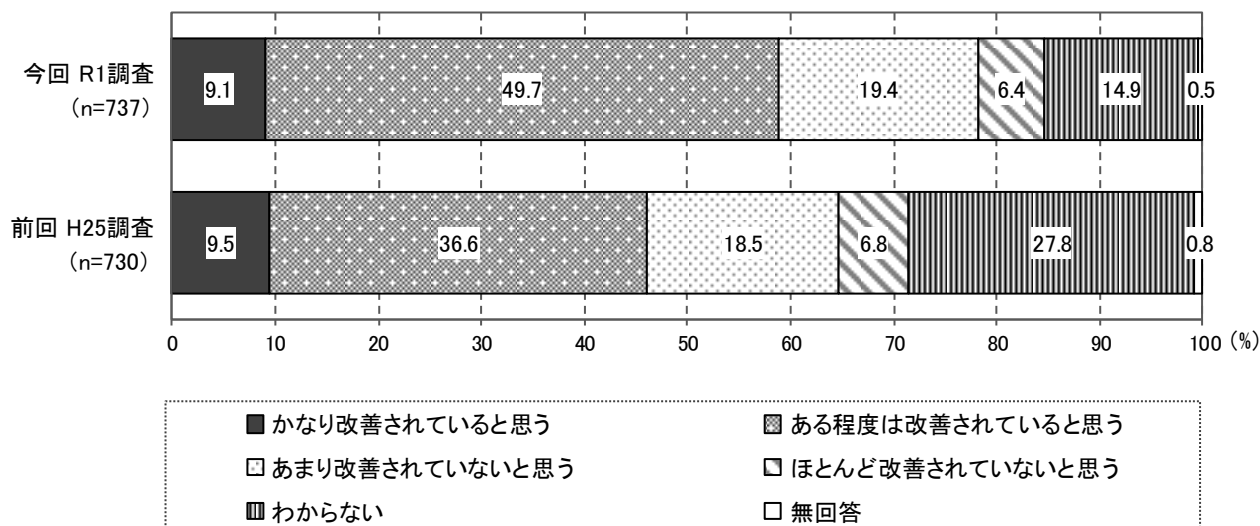


(4) 差別や偏見について

障) 問 3 2	障害があることで差別や嫌な思いをする (した) ことがありますか。
回 答 結 果	「ない」が45.2%と最も高く、次いで、「少しある」(26.3%)、「ある」(20.3%)の順となっています。

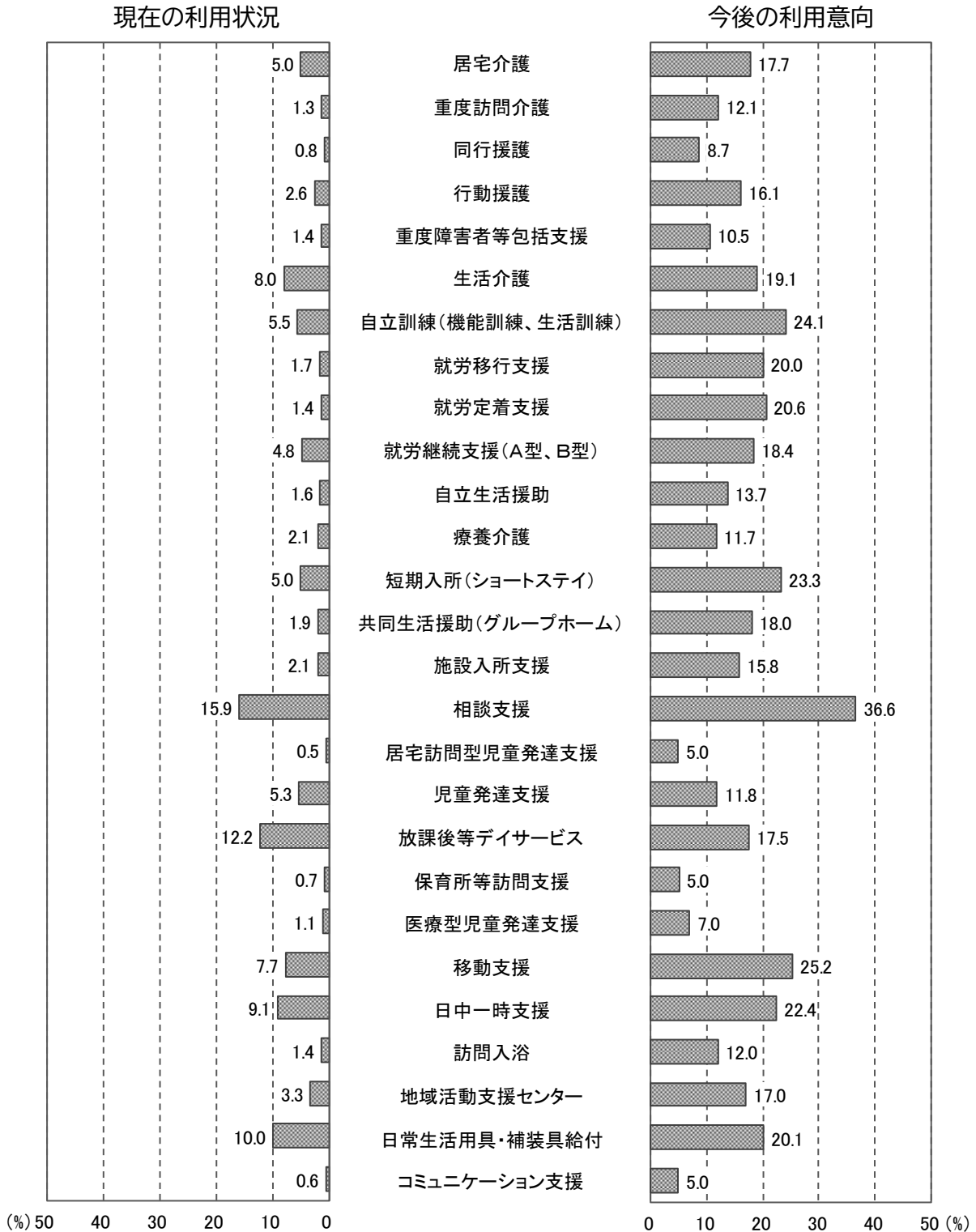


一) 問 6	5年前と比べ、障害のある人への差別や偏見は改善されていると思いますか。
回 答 結 果	「かなり改善されていると思う」と「ある程度は改善されていると思う」を合わせた「改善されていると思う」の割合は58.8%、「あまり改善されていないと思う」と「ほとんど改善されていないと思う」を合わせた「改善されていないと思う」の割合は25.8%となっています。また、前回調査と比べて、「改善されていると思う」の割合は12.7%増加する一方で、「改善されていないと思う」の割合はほとんど変わっていません。



(5) 福祉サービスについて

障) 問 2 9	障害福祉サービスの利用状況について「現在の利用状況」と「今後の利用意向」の両方をお答えください。
回 答 結 果	現在利用中の障害福祉サービスは、「相談支援」が15.9%と最も高く、次いで、「放課後等デイサービス」(12.2%)、「日常生活用具・補装具給付」(10.0%)の順となっています。また、今後利用したい障害福祉サービスは、「相談支援」が36.6%と最も高く、次いで、「移動支援」(25.2%)、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(24.1%)の順となっています。

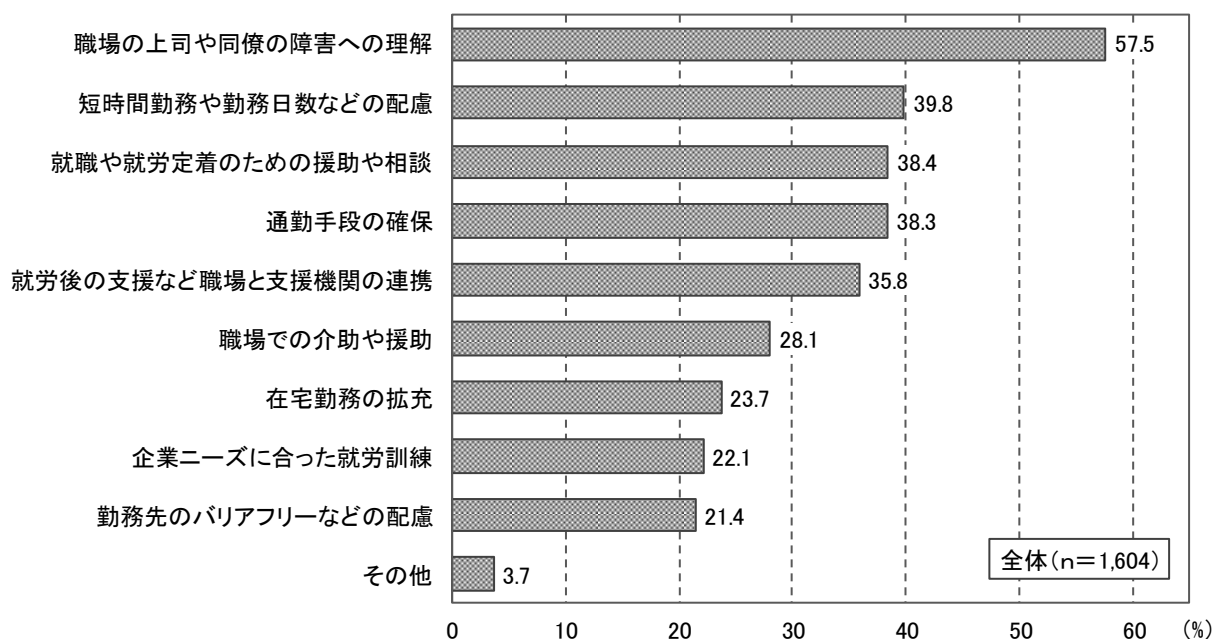


(6) 医療について

障) 問 1 2	現在受けている医療的ケアをお答えください。【複数回答可】
回 答 結 果	「服薬管理」が21.8%と最も高く、次いで、「透析（人工透析・腹膜透析）」(4.2%)、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」(1.9%)の順となっています。
一) 問 2 4	「医療的ケア児」をご存知ですか。
回 答 結 果	「知らない」が61.1%と最も高く、次いで、「聞いた事がある」(24.1%)、「内容を知っている」(12.1%)となっています。
一) 問 2 5	医療的ケアが必要な子どもやその家族への支援には、まわりの理解や環境が重要となりますが、医療的ケア児に対して市民の理解があると思いますか。
回 答 結 果	“理解がないと思う”が64.1%、“理解があると思う”が34.8%となっています。

(7) 就労について

障) 問 2 6	障害がある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答可】
回 答 結 果	「職場の上司や同僚の障害への理解」が57.5%と最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(39.8%)、「就職や就労定着のための援助や相談」(38.4%)の順となっています。



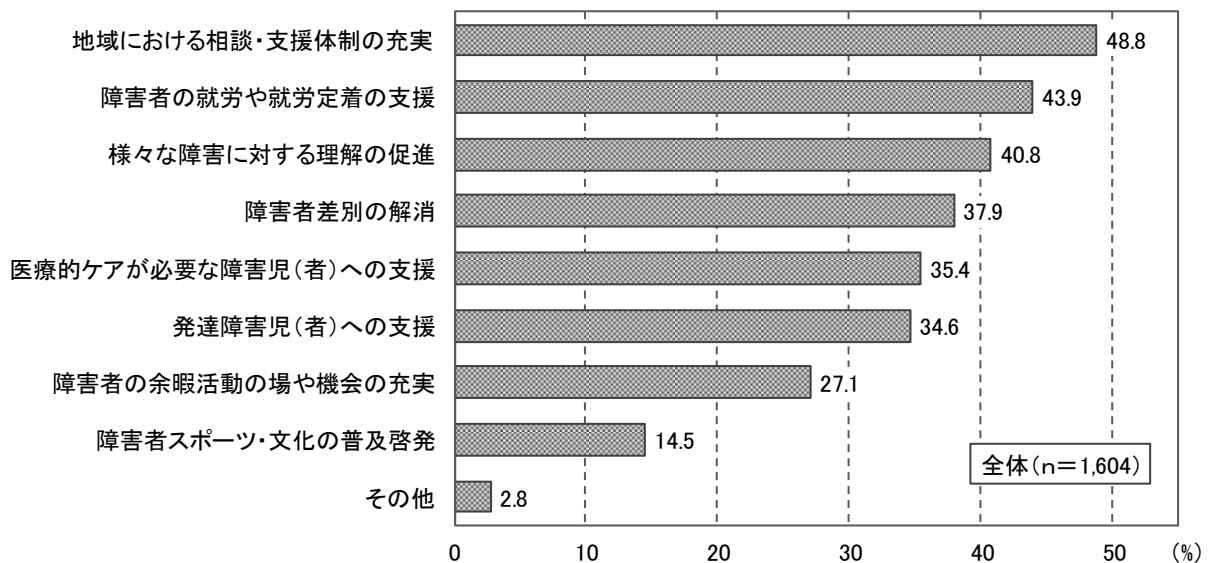
一) 問 2 1	障害のある人にどのような就労支援が必要だと思いますか。【複数回答可】
回 答 結 果	「職場の上司や同僚の障害への理解」が64.5%と最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(50.6%)、「通勤手段の確保」(43.6%)の順となっています。

(8) 療育（発達支援）・教育について

障) 問 4 5	療育や教育について、充実してほしいことは何ですか。【複数回答可】
回 答 結 果	「障害に応じた専門的な教育の充実」が39.3%と最も高く、次いで、「自立・自律した生活が営めるような療育・教育の充実」(38.7%)、「教職員の障害への理解と資質の向上」(35.1%)の順となっています。

(9) まちづくりについて

障) 問 4 8	障害者が安心して住み続けられるまちづくりを進めるうえで、どれを優先的に取り組むべきだと思いますか。【複数回答可】
回 答 結 果	「地域における相談・支援体制の充実」が48.8%と最も高く、次いで、「障害者の就労や就労定着の支援」(43.9%)、「様々な障害に対する理解の促進」(40.8%)の順となっています。



一) 問 3 0	障害者が安心して住み続けられるまちづくりを進めるうえで、次のうちどれを優先的に取り組むべきだと思いますか。【複数回答可】
回 答 結 果	「地域における相談・支援体制の充実」が59.3%と最も高く、次いで、「様々な障害に対する理解の促進」(58.0%)、「障害者の就労や就労定着の支援」(55.9%)の順となっています。

3. 関係団体ヒアリングの概要

障害者団体や特別支援学校、障害福祉サービス等事業者などの代表者で構成し、関係団体ヒアリングを通じ、障害のある人、あるいはそれらの人と深く関わっている立場から現状に対する意見などをいただきました。

(1) ヒアリング団体 ※ () 内は団体が支援する主な障害区分等

- ・安城市身体障害者福祉協会（身体）
- ・安城市心身障がい児を持つ親の会「ひまわり会」（身体・知的・発達障害）
- ・安城市手をつなぐ親の会（知的）
- ・精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」（精神）
- ・愛知県立岡崎特別支援学校（身体）
- ・愛知県立安城特別支援学校（知的・発達障害）
- ・社会福祉法人ぬくもり福祉会（知的）
- ・社会福祉法人聖清会（知的）
- ・社会福祉法人ポテト福祉会（身体・知的・精神）
- ・社会福祉法人ぶなの木福祉会（精神）
- ・社会福祉法人観寿々会（知的）
- ・社会福祉法人サポートバディ（身体・知的・発達障害）
- ・NPO法人育て上げネット中部虹の会（ニート・フリーターの若者相談）
- ・安城市ボランティア連絡協議会 所属の3団体
 - ①軽度知的障害を考える会・スマイル（知的）
 - ②サークル*くるくる（身体）
 - ③特定非営利活動法人5-CHA（発達障害）

(2) 実施日

令和2年1月28日（火）

(3) 意見・課題

ヒアリングから得た意見をもとに、安城市における障害のある人や親の状況、支援等の課題や改善点、市に対する要望等を、次のとおりまとめました。

① 情報提供や相談体制について

- ・当事者やその家族は「情報弱者」の場合がある。インターネットによる情報の充実はもとより、必要な情報を容易に得られたり、当事者の状況によりどのような情報が必要かを判断し、それを提供したり利活用できる環境をつくることが求められる。また、当事者の障害の状態や家族等の高齢化により、パソコン等から情報を得ることが難しい場合があるので、広報紙やリーフレット等、紙媒体による情報の発信も必要とされる。
- ・当事者やその家族の置かれている状況は千差万別であり、困りごとについても多様化・複層化しているため、相談支援専門員の増員と人材育成はもとより、スキルアップやキーとなるリーダーの育成が求められる。

② 障害者の就労環境について

- ・当事者が子どもの頃から、地域の企業の協力等による就労体験等を通して、親子ともども働くことの意義やどのような職種なら将来働けるかを検討できる環境づくりが求められる。
- ・当事者の障害等により、職場までのアクセスが問題となることがあるため、交通手段の確保や公共交通機関の充実が課題である。
- ・就労継続支援・就労移行支援はもとより、就労定着支援について、民間企業をはじめ一般の方にも周知され、職場での合理的配慮に繋がる社会環境の醸成が必要である。
- ・当事者が就労を継続するためには、職場でのフォローやサポートはもとより、生活面でのフォローやサポートが重要であるため、生活支援と就労支援が一体的に提供できる環境づくりが求められる。

③ 障害のある人とその家族への偏見や差別について

- ・障害者差別解消法が施行されて数年が経過したが、民間企業においては依然として会社優先の論理で対応する方がいたり、障害のない人のなかでも障害のある人を特別扱いしたり逆に疎外したりと、法の趣旨への理解不足が見られる。障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会をめざして、この法の趣旨や合理的配慮についてもっと周知・啓発し、市民への理解を促進する必要がある。
- ・障害があることで社会的弱者になる風潮が依然として根強い。外見から障害のある人と分かる場合はもとより、外見からわかりにくい障害のある人がいるということを市民に

周知・啓発することで、例えば知的障害や精神障害への理解も進む等、当事者とその家族の生きづらさが軽減されると考えられる。

- ・当事者とその家族は、家の外に出ると社会のあらゆるところや場面で、障害を原因に何らかの偏見や差別を感じており、それは当事者の障害が発現してから基本的に一生続くことになる。長期的に心的な負担と不安、偏見や差別を感じている当事者とその家族に対して、どのようなことでも受け入れてくれる相談先（窓口や相談員）の体制や、当事者とその家族に寄り添って長期的に支えることができる体制等が求められる。

④ 障害のある人とその家族が地域で暮らすための支援や施策について

- ・当事者やその家族が地域と交わり暮らし続けるためには、障害に対する地域住民の理解と、助け合い支え合える地域共生社会の推進が必要であり、啓発活動や関係各種団体のネットワークづくり、障害者と地域住民との交流の促進とそのための環境づくりが求められる。
- ・「親亡き後」に関して、当事者の生活を早期から具体的にイメージして、その対応について協議しておくことや、そのための具体的な情報等が得られるようなしくみづくりを進める必要がある。
- ・当事者のグループホーム利用の需要に対し、その経営が厳しい等の理由により民間事業者では整備がなかなか進まないため、今後は整備を推進するかどうかも含めて、施策として検討していく必要がある。
- ・居宅介護や移動支援等、必要な支援が必要なときに利用できるしくみや体制づくりを進める必要がある。

障害福祉保健圏域

本市は、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属しています。本市単独では整備が難しい施設や、実施主体が県等となっている事業については、圏域での整備や調整を図るとともに、県への要望を行っていきます。

☆西三河南部西障害保健福祉圏域



安城市障害者福祉計画

「第5次安城市障害者計画」 「第6期安城市障害福祉計画」 「第2期安城市障害児福祉計画」

発行：安城市

編集：福祉部障害福祉課

住所：〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

TEL：0566-71-2225 FAX：0566-74-6789

発行年月：令和3年3月
